

議第45号

京都市児童福祉センター条例の一部を改正する条例の制定について

京都市児童福祉センター条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成24年 2月24日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市児童福祉センター条例の一部を改正する条例の制定について

京都市児童福祉センター条例の一部を次のように改正する。

第1条中第11項を第16項とし、第10項を第15項とし、同条第9項中「支所」を「前項の施設」に改め、同項を同条第14項とし、同条第8項中「に支所」を「には、次条第2号及び第7号に掲げる事業を行うための施設」に改め、同項を同条第13項とし、同条第4項から同条第7項までを5項ずつ繰り下げ、同条第3項中「児童相談所の」を「センターの児童相談所の」に改め、同項を同条第5項とし、同項の次に次の3項を加える。

- 6 支所の児童相談所の名称は、京都市第二児童相談所とする。
- 7 センター及び支所の児童相談所の所管区域は、別表第1のとおりとする。
- 8 京都市児童相談所を児童福祉法施行規則第4条第1項に規定する中央児童相談所とする。

第1条第2項中「京都市児童福祉センター（以下「センター」という。）」を「センター及び支所」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

- 2 京都市児童福祉センター（以下「センター」という。）に支所を置く。
- 3 支所の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称 京都市第二児童福祉センター

位 置 京都市伏見区深草加賀屋敷町24番地の26

第2条第2号を次のように改める。

(2) 法第43条第1号に規定する福祉型児童発達支援センターとしての事業
第2条第3号を削り、同条第4号中「第43条の5」を「第43条の2」に改め、同号を同条第3号とし、同条第5号から同条第8号までを1号ずつ繰り上げる。

第3条第1項中「支所」を「京都市児童療育センター（以下「療育センター」という。）」に改め、同条第2項第1号中「第8号」を「第7号」に改め、同項第2号中「支所」を「療育センター」に改める。

第4条中「。ただし、第2条第2号及び第3号に掲げる事業並びに同条第8号に掲げる事業のうち別に定める事業に係る部分にあつては土曜日を、同条第4号に掲げる事業に係る部分にあつては毎月の第2土曜日以外の土曜日を除く。」を削る。

第5条第1項中「から第4号まで」を「及び第3号」に、「第24条の3第2項」を「第21条の5の5第1項」に、「障害児施設給付費」を「障害児通所給付費等」に、「又は法」を「又は法第21条の6及び」に改め、同条第2項中「から第4号まで」を「及び第3号」に、「別表」を「別表第2」に改める。

第6条第2項中「支所（市長が行う事業に係る部分を除く。）」を「療育センター」に改める。

第7条第1項中「又は第3号」を削り、「第24条の2第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額」を「第21条の5の3第2項及び第21条の5の4第2項に規定する額」に改め、同条第2項中「第2条第6号」を「第2条第5号」に改め、同条第3項中「第2条第7号」を「第2条第6号」に改める。

別表を削り、附則の次に別表として次の2表を加える。

別表第1 (第1条関係)

名 称	所 管 区 域
京都市児童相談所	北区, 上京区, 左京区, 中京区, 東山区, 山科区, 下京区, 右京区及び西京区
京都市第二児童相談所	南区及び伏見区

別表第2 (第5条関係)

区 分		入 所 定 数
第2条第2号に掲げる事業	療育センター以外	50人(難聴児を対象とする児童発達支援を行う場合にあつては, 30人)
	療育センター	40 ^人
第2条第3号に掲げる事業		50

附 則

(施行期日)

1 この条例は, 平成24年4月1日から施行する。

(利用資格の特例)

2 障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律(平成22年法律第71号)附則第23条各項の規定による法第21条の5の5第1項の規定による通所給付決定に係る障害児は, この条例による改正後の京都市児童福祉センター条例第5条第1項の規定にかかわらず, 京都市児童福祉センターを利用することができる。

提案理由

京都市第二児童福祉センターを設置する等の必要があるので提案する。